

【企業概要】

- 本社 福岡県久留米市通町 8 番地 16
- 本部 大阪府大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビル 19 階
- 荒尾工場 荒尾市増永 1850 ☎ 62-1135
- 有明工場 荒尾市大島 1723 ☎ 64-1022
- ホームページ <http://www.sanko-inet.co.jp>
- 事業内容 工業用薬品製造、電子基盤向け難燃剤製造など
- 資本金 3 億 8,640 万円
- 売上高 308 億円 (2017 年 3 月決算)
- 従業員数 90 人 (グループ合計 170 人)



【何をしている会社なの?】

昭和 21 年 6 月に三光商会として設立後、昭和 22 年 3 月には製造部門として荒尾市増永に荒尾工場を設立しました。化学薬品の製造・販売を行っており、主な製品に、コンビニなどのレジで打ち出されるレシートや乗車券に使われる感熱紙用の材料、パソコンに使用されるプリント基板などが熱によって燃えにくくするための難燃剤などの化学薬品などがあります。創業以来、化学系製品の取り扱いに特化し、この間に培った国内外の製品情報を融合して、より良い製品の提供に努めています。平成 24 年には荒尾市大島に有明工場を新設し、荒尾工場で製造する製品の原料を製造しています。製品の多くは、国内はもとよりアメリカやヨーロッパなどにも出荷しています。

【いきいき Boy】

- ◆入社何年目? 9 年目です。
- ◆会社を選んだ理由は? 荒尾出身なので、やはり地元の企業に興味がありました。体を動かすことが好きなので、製造業に勤めたいと思いました。
- ◆担当は? HCA という難燃剤を製造しています。
- ◆やりがいを感じる時は? 学校で専門的に学んだ訳ではないので、先輩たちに教えてもらいながら作業をしています。自分一人で作業がスムーズに出来たときは嬉しいです。
- ◆難しいところは? 化学工場なので危険な作業もあります。事故がないように気を遣って作業をしています。
- ◆今の目標は? 三光株式会社の野球チームのキャプテンを務めています。仕事も趣味も両立して県大会優勝を目指して頑張っています。
- ◆最後に一言メッセージを! 私たちが作った製品はとてものすごいです! 日本国内はもちろん、世界の多くの企業に使ってもらいたいです。



北岡俊さん (26)

市内でいきいきと頑張る企業をご紹介! 地元就職を考えている学生の皆さんも必見ですよ

三光株式会社



【わが社のいいところ!】

年に 2 回のボーリング大会。春には家族と一緒にグリーンランドへ「家族旅行」という催しをやっていきます。社内のクラブ活動もやっており、野球・テニス・釣り・フットサル・ゴルフなどがあります。中でも野球部は市の軟式野球大会で優勝経験があるチームです。



▲ HP プラント。ここでは主力製品の HCA (難燃剤) を製造しています。荒尾工場の製品は国内外から高い評価を得ています。

【工場長からのメッセージ】

弊社は「事業を通じて社会に貢献する」をモットーに、地域の皆さんの深いご理解とご指導の下、この荒尾の地で 70 年以上にわたり操業してきました。今後も安全第一で生産活動に努め、社会的責任を果たしていきます。一層のご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひします。



つまきひろき 工場長 (58)



子育てのひろば

すくすく子育て

Child

児童扶養手当の現況届を提出してください

子育て支援課給付相談係 ☎ 63-1417

児童扶養手当を受給している人(支給停止となっている人も含む)は、現況届を提出してください。提出されないと 12 月(8~11 月分)から手当が受給できなくなります。

- 受付期間 8 月 7 日(月)~ 18 日(金)
- 受付場所 子育て支援課 ⑭番窓口

※手続きに必要なもの

- ①児童扶養手当現況届
- ②健康保険証(受給者と子どものもの)
- ④印鑑(朱肉を使用するもの)
- ⑤手当証書
- ⑥その他現況届に必要な書類



●手当の月額(4 月 1 日現在)

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童 1 人のとき	42,290 円	42,280 ~ 9,980 円
児童 2 人目の加算額	9,990 円	9,980 ~ 5,000 円
児童 3 人目以降の加算額	5,990 円	5,980 ~ 3,000 円

＜児童扶養手当を受給することができる人＞

下記の条件にあてはまる、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を扶養している父か母、父か母に代わって養育している人(養育者)です。児童が中程度以上の障がいがある場合は、20 歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

- ①父母が離婚した後、父か母と生計を同じくしていない児童
  - ②父か母が死亡した児童
  - ③父か母が重度の障がい(国民年金の障害等級 1 級程度)にある児童
  - ④父か母の生死が明らかでない児童
  - ⑤父か母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
  - ⑥父か母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
  - ⑦父か母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条第 1 項の規定による命令を受けた児童
  - ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童
- ※ただし、公的年金の受給ができるときなどは、上記に該当しても受給できない場合があります。

受給資格を確認します~ひとり親家庭医療費助成~

ひとり親家庭等医療費助成受給資格をお持ちの方は、児童扶養手当の現況届と同時に受給資格を確認します。

子育て支援課給付相談係 ☎ 63-1417

- 受付期日 8 月 7 日(月)~ 18 日(金)
- 受付場所 子育て支援課⑭番窓口
- 手続きに必要なもの
  - ①ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証
  - ②健康保険証(受給資格者全員分)
  - ③印鑑(朱肉を使用するもの)

